

# 重度心身障害(児)者医療証



身体上又は精神上に一定の障害を持つ方の医療費の自己負担を軽減する制度です。

## ○対象者になるのは？

大江町に住所がある方で

- ① 身体障害者手帳1級・2級
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 療育手帳A
- ④ 障害年金1級
- ⑤ 特別児童扶養手当1級

①～⑤のいずれかに該当する方で  
町民税所得割額が235,000円未満 ※注  
の方です

## ○助成の内容は？

医療機関や薬局で支払う自己負担額（保険適用分）について、全額もしくは一部を助成します。  
食事代と保険適用外（差額ベット代、病衣等）は対象になりません。

### 【1】 本人及び扶養者<sup>※1</sup>の前年の所得に所得税が課税されていない方<sup>※2</sup>

『一部負担金 無』の医療証を交付します。医療費は無料になります。

### 【2】 本人及び扶養者<sup>※1</sup>の前年の所得に所得税が課税されている方<sup>※2</sup>

『一部負担金 有』の医療証を交付します。医療費の1割(一部負担金)をお支払ください。  
ただし、外来・調剤・訪問看護は14,000円、入院は57,600円が月額上限です。  
なお、上限額について詳しくは、裏面をご覧ください。

※1:扶養者：対象者が市町村国保、後期高齢者医療の場合 … 税法上扶養している方  
対象者が上記以外の場合 … 保険証上扶養している方（被保険者）

※2：所得税の判定は、町民税所得割及び所得税は年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ分の廃止前の算定方法で計算した額で判定します。

## ○助成を受けるためには？

- ① 税務町民課に申請し、「重度心身障害(児)者医療証」の交付を受けてください。  
交付申請時の持ち物 保険証・障害の状況がわかるもの(各種手帳・証書など)
- ② 毎年6月中に更新手続きが必要です。ご案内を送付しますので、ご確認ください。

- ・医療機関等を受診の際は、保険証と「重度心身障害(児)者医療証」を一緒に医療機関等の窓口で提示してください。(提示がないと助成を受けられない場合があります。)
- ・住所・氏名・加入している保険証が変わったときは手続きが必要です。